

47年4月号

【第109号】

発行所

編集発行人

大分県・日田・中津江村

斉藤隆一

広報

# なかつえ

## 茶園造成五ヶ年計画

### 主産地形成をめざして

#### 茶を植えましよう

本村は気象、土地等の好条件から、上質の茶が生産され、昔から「津江茶」の名声が高く、村外各地から高値で取引されています。しかし量的にまだ少なく、これからの増産に期待するものです。

高冷山間地の未開発地利用、その他米の生産調整に伴う転換作物としても、最も適したものであり、これらの適地を総合的に活用すれば、かなりの面積も確保でき、期待もされます。

茶は、他の農産物に比べて、価格が比較的安定しているため農家の換金作物には一番良いと思われ、茶業推進をとりあげたものです。

### 茶業の一般情勢

昭和四十六年度の茶需給事情をみると、需要の増加に生産が追いつかず、輸入量は大中に増加したものの、茶の価格は前年に引続き値上りしている。

一方茶の輸出量は、国内需要の増加と、国内茶価の高騰などの影響により、前年に比べ減少しています。

茶の生産状況をみると、茶の栽培面積は増加の傾向にあり、加えて専用茶園の造成などによる、茶園の体

質改善も進んでいます。

このため茶の生産量は前年をやや上回っています。

また、自動茶摘機の急増や、製茶工場の大型化など、生産、流通両面を通じての近代化も進んでいます。

### 経営指導方針

これからの茶業は、従来の茶業方式から、一新したものでなければならぬと思えます。

すなわち手摘み、手もみ手製を止め近代的茶業方式に切り替えること、茶樹の

造園中の井干原の茶畑



栽培もいままでのような畦畔茶、山茶など自然栽培の

いと思えます。

### 奨励方針（五ヶ年計画）

一、茶主産地形成の推進、（三〇町歩）の茶園造成を昭和四十七年度より、五ヶ年計画で三〇ヘクタール進める。

二、茶園造成事業に対する

助成（別表）

(1)、茶主産地形成による茶園造成事業に対して、

次表の区分で助成します。いずれも、

ものから、集団、集落による茶園造りと、肥培管理による栽培にかかわらずねばならないと思えます。

茶の主産地形成をめざして、生産の省力化、機械化規模の拡大に努め、專業協業経営を促進して、茶業経営の安定と生産者の所得向上を図らなければならぬ。

三、製茶工場の建設  
昭和四十七年度に、最新式オートメーションによる製茶工場を農協に建設する計画をしています。

### 助成内訳表

内	額
金 額	140,000円
補助金	140,000
補助金	170,000
補助金	450,000
補助金	220,000
補助金	230,000
補助金	450,000

### 村の動態

47年4月1日現在	現在
人口	2,923人
男	1,418人
女	1,505人
世帯数	685戸
住民基本台帳から	

# 予算の公表

## 昭和四十七年度の

## 予算が決まりました

### 総額二億二千万円

地方自治法第二百十九条第二項の規定により、昭和四十七年度一般会計予算を次のとおり公表します。

昭和四十七年四月一日

中津江村長 齊藤藤隆 一

昭和四十七年度の予算は、去る三月の定例村議会で承認可決され、予算の総額は、才入才出二億一千八百六拾二万円となっています。

また才出予算内の支出を

### 学校教育関係が三分の一

の総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費統計調査費を含めた総務費が一七％、丸蔵小学校舎災害復旧工事が、ほとんどを

召める災害復旧費が一五％とつづき、学校教育関係は三三％(三分ノ一)となっています。

農林水産業費には、原線など三路線の開設が含まれており、土木費では県道や

村道の改良分が大きなウエイトを召めています。

これらは性質別(表第三)からみますと、人件費が三三％、物件費、普通建設事業費、災害復旧事業費が十五％内外のほぼ同率です。

## 国民年金

### 取扱い事務が 変りました

国民年金保険料の納入事務が、四月から改正されることになりました。

いままでは、年金手帳を役場に保管し、皆さんから納入された保険料にもとづいて、相当額の印紙を貼って検認していましたが、預っている年金手帳を、皆さに返還し、納付書によって納付された受領書を、手帳の年度別検認記録欄に、各自が貼付することになりました。

従って、年金手帳を部落員さんを通じてお返ししますから、今後は各家庭で大切に保管して、先の受領書を確実に貼付されるようお願いいたします。

この手帳が保険料納入の証拠となるものであり、後日年金請求の際は、必ず必要なものですから、整理と保管には、特に注意をしましょう。

## 地方交付税が

### 四七％をこえる

才入(表第一)では地方交付税が約半分の四七、一

(表第一) 才 入

款	予 算 額	構 成 比	
		千円	%
1. 村 税	35,530		16.3
2. 自動車重量税 譲与税	1,780		0.8
3. 自動車取得税 交付金	2,350		1.1
4. 地方交付金	103,000		47.1
5. 交通安全対策特別交付金	1		
6. 分担金及負担金	5,681		2.6
7. 使用料及手数料	868		0.4
8. 国庫支出金	29,728		13.6
9. 県支出金	11,233		5.1
10. 財産収入	436		0.2
11. 寄附収入	1		
12. 繰越収	3,000		1.4
13. 諸 収	1,612		0.7
14. 村 入	21,400		9.8
15. 繰 入	2,000		0.9
才 入 合 計	218,620		100

(表第二) 才 出

款	予 算 額	構 成 比	
		千円	%
1. 議 会 費	7,703		3.5
2. 総 務 費	37,235		17.0
3. 民 生 費	18,642		8.5
4. 衛 生 費	4,435		2.0
5. 農林水産業費	24,547		11.2
6. 商 工 費	556		0.3
7. 土 木 費	23,941		11.0
8. 消 防 費	5,626		2.6
9. 教 育 費	39,738		18.2
10. 災 害 復 旧 費	32,780		15.0
11. 公 債 費	16,588		7.6
12. 諸 支 出 金 費	2		
13. 予 備 費	6,826		3.1
才 出 合 計	218,620		100

(表第三) 才 出

目 的 別	予 算 額	構 成 比	
		千円	%
1. 人 件 費	72,163		33.0
2. 物 件 費	34,444		15.8
3. 維 持 補 修 費	1,257		0.6
4. 扶 助 費	3,852		1.8
5. 補 助 費	13,803		6.3
6. 公 債 費	16,588		7.6
7. 積 立 金	30		
8. 繰 上 出 金	3,580		1.6
9. 普 通 建 設 事 業 費	34,293		15.7
10. 災 害 復 旧 事 業 費	31,784		14.5
11. 予 備 費	6,826		3.1
才 出 合 計	218,620		100

# 第一回定例村議会

## 予算案など

### 十議案を審議

昭和四十七年度の第一回定例村会議は、三月八日に招集され、会期を十六日まで九日間と定め、村長提案十議案の審議がされました。

#### 予算編成について

##### 村長にきく

議案の内訳は、昭和四十六年度一般会計補正予算一件、条例改正案が五件、固定資産評価審査委員の選任一件、予算が一般会計、国民健康保険、農業共済合せて三件であり、全議案が原案通り可決いたしました。

その後一般質問、請願、陳情書の審議が行なわれ三月十六日、午後四時に閉会、全日程を終了しました。

今会議では、四十七年度の方針が決る予算審議があったこと、日興産業従業員の賃金アップと配置転換反対についての請願書の審議があったためか、村内各地から多数傍聴者もありました。

重要案件であった予算の編成について村長の考え

どについて問答しましたので紹介いたします。

△四十七年度の予算を編成するにあたって、総括的にはどんなに考えていますか。◎だいたいの事項に留意したのですが、基本的には、やはり行政の目的である住民福祉を第一義に考えて編成しました。

一つ、収支のバランスを充分検討して、健全財政を維持できること。

二つ、予算の種類には、一般会計のほか、国民健康保険事業、農業共済事業、中学校組合などの特別会計があります。毎年このことから、当初予算では国、県等の補助金が、決まってい

ないものが多いので、これらの事業分については、骨格予算を計上し、財源の見通しつき次第補正し、目的

に促した財政措置を構じたこと。

三つ、限られた予算を効率的に執行するため、つとめて消費的経費を節約し、投資的経費をのばすよう考慮すること。

四つ、投資的経費については基本的事項（道路の改良整備、学校建築等）、重点施策（産業、観光の開発、社会教育の充実、老人福祉等）の遂行に必要な予算配分に特に留意して編成をしました。

△収支のバランスはうまくいきましか。◎もちろん予算は、収入と支出のバランスがとれていなければなりません。収入として見込まれる一般財源は、村税、地方交付税、自動車取得交付金及び自動車重量税が主なもの

です。本年度一般会計の当初予算の総額は二億一千八百六

拾二万円でありました。そのうちに自主一般財源は一億四千二百万円、総額の六十五％程度になっております。

収入の一般財源のほかは、国や県の補助金等がありますが、何か事業を計画実施することによって、事業費の一部として補助されるもので、それにはそれなりの条件、関係法令などの規定による規制をうけるものであり、多くの事業をしようとするれば、収支のバランスには、苦労いたしました。

△基本的事故、重点施策への予算配分はどんなものですか。◎本年度の基本的事項、重点施策として考えられるものは、緊急を要するものとして、丸蔵小学校の地すべり災害による校舎改築に伴う事業費三千九百万円、この財源は、国の補助金六

二％、起債三〇％、一般財源八％となつています。また産業観光開発、生活環境充実のための県道、村道の整備については、国、県の補助増額を要求し、広域圏事業及び過疎バス対策

ものですか。

としての道路改良計画などに基き、村財政のゆるすかぎりの予算配分を考慮し、県道、村道改良に一千二百万円を計上しています。

重点施策としては、特産物振興、特に茶園造成をとりあげ、今後五ヶ年計画の初年度に五ヘクタール造成計画し、助成費百二十万円、林業構造改善事業も、追加指定を受け三ヶ年計画の初年度に九百八拾万円計上しています。

福祉の面では、七五才以上の老人の医療費を、県と村で補助をし、全額公費負担するようにしています。

社会教育及び公民館活動費も従前よりかなり充実したのと思えます。そのほか、ダム周辺の観整備や、魚族観光面より、漁業組合に助成金を計上し、育成強化を図り、津江観光のPRに必要な予算措置を講じています。

限られた財源で、極力消費的経費を節約し、投資的経費に充てるよう努力をいたしました。

◎一般会計予算の収入で、先づ考えられるものに税金があります。本年度、村税の収入として見込まれる額は、三千五百五拾万円程度ですが、税金は税法によって課されるものです。

時々耳にすることですが、人口が減ったり、村の事業を多くすると、税の負担が増加するのではないかと、反対に人口が増えれば、軽くなるのではないかと、しかし人口の増減や、事業の大小には、何ら関係なく、個人の税負担には変りはありません。

人口が減れば、課税される人も少なくなるので、村全体の税収は減りますが、この分は国が、地方交付税で穴埋めしてくれる仕組みになっていきます。

本年度の税収予算も、過去の実績を積算の基礎におき、推計したのですが、今後の見通しとして、大体三千五百〇六百万円は確実に収入できるものと考えています。

# 森林組合だより

共 販 速 報 S 47. 4. 8

区 分	径	高	安	中	
す	4	3~7	25,000	18,500	22,200
		8~10	23,800	18,200	21,400
		11~16	19,000	16,400	18,000
		18~28	19,800	18,000	18,900
		30以上	22,500	19,000	21,000
ぎ	2	3~7	9,000	6,200	7,000
		8~14	11,500	8,000	10,100
		16以上	14,300	11,500	12,600

3mの木取りを中心に造材を研究して下さい

## 優良母子家庭で 表彰される

山本 猪野布麩子さん

ここに紹介いたします山本母子福祉事業に功労がある猪野布麩子さんは、去る三月二十八日、大分市文化会館ホールで開催された県母子福祉大会で「優良母子家庭」として、大分県母子福祉会長より表彰されました。

表彰の主旨は、これまで柱角適材と大経良質材は高値、その他一般材は堅実な好値、しかし不良材は、



表彰を受けられた猪野さん

時長男睦征さん（高校生）、二男経佳さん（小学校三年）、三男照典さん（六才）三人の子供をかかえ母子世帯へと急転するも、本来気丈夫な性格と、更生意欲に燃えて信念をつらぬき、特に子供三人の教育については、時代の推移とはいえ、その重要性を認識し、最高学の修学をなすとげるまで、養育されたことは、他の模範なられるものです。

また猪野さんは、性格温厚、しかも人一倍明朗であり、現在は村の母子福祉会の会長、会員からの信頼も厚い。村の家庭奉仕員も引き受けて、単車にも乗るが、安全運転を常に心得え、身仕度もよくさつそうとした姿

### こんなときはすぐ郵便局へ

- ◎ 郵便物が着かない
- ◎ 中身が不足している
- ◎ 郵便事故に申告制度があります
- ◎ 101番で調査します

### 四角の口

本月は、年金の種類と額について述べてみます。

一、老令年金は被保険者が六十五才になったときから存命中支給されます。

二、通算老令年金は、被用者年金等と、国民年金など保険料を納めた期間を合算し、一定の期間に達した場合六十五才から給付されます。

三、障害年金は、被保険者が重病で外科内臓精神等、年金法の障害等級に該当し保険料納付の要件を満たしている場合、年令を問わず給付されます。

四、母子年金は、生計中心者が死亡した時、十八才未満の子供を養育するその妻が被保険者で、給付要件を満たしている時、給付されます。

五、準母子年金は生計中心者に死なれた時、弟妹を養育する姉や、孫を養育する祖母に給付されます。

六、寡婦年金は夫と死別した寡婦に六十才から給付され、六十五才からは前述の老令年金になります。

七、死亡一時金は、三年以上保険料を納付した被保険者が死亡した時、納付済期間により、一万円から五万二千円の範囲で給付されます。

## 国民年金制度

この場合、夫との婚姻関係が十年以上継続していること、他、六項の要件が満たされていることが条件です。

二、通算老令年金は、被用者年金等と、国民年金など保険料を納めた期間を合算し、一定の期間に達した場合六十五才から給付されます。

三、障害年金は、被保険者が重病で外科内臓精神等、年金法の障害等級に該当し保険料納付の要件を満たしている場合、年令を問わず給付されます。

四、母子年金は、生計中心者が死亡した時、十八才未満の子供を養育するその妻が被保険者で、給付要件を満たしている時、給付されます。

五、準母子年金は生計中心者に死なれた時、弟妹を養育する姉や、孫を養育する祖母に給付されます。

六、寡婦年金は夫と死別した寡婦に六十才から給付され、六十五才からは前述の老令年金になります。

七、死亡一時金は、三年以上保険料を納付した被保険者が死亡した時、納付済期間により、一万円から五万二千円の範囲で給付されます。

以下次号へ

# 遊漁規則が認可

## 四月より料金が

### 徴収されます

昨年十二月二十日付で、

津江漁業協同組合に漁業権の免許がとれ、組合ではその漁業権の行使を急いでいきましたが、四月一日付で遊漁規則も県の認可がありましたので、いよいよ四月より実施されることになりました。

遊漁規則が認可になったので、組合員も、そうでない人も組合の規則に従って漁業をすることになります。

組合員の方は、毎年組合費を納めていますので、その監札で「つり」や「網うち」ができますが、それ以外の人や、村外から来る人には、遊漁券を各所で発売することにしています。

#### 遊漁券の発売所

##### ▼中津江村

勝坂 下うけタムド  
ライブイン

小川原  
若林

吉津屋  
古賀商店  
永瀬商店

島崎満雄氏方  
相垣利光氏方  
うなぎ、ハエ、イダ、エノハ、ワカサギの採捕についての制限事項を定めること

宮田  
枋原

川原商店  
末久商店  
梶原商店  
長谷部商店  
食堂わか草

衛生藤友幸氏  
安岡登氏  
鷹野武氏  
永瀬利武氏  
川上三平氏

引野  
原部

北村商店  
川原商店  
板谷商店  
永瀬商店  
斉藤商店  
田中商店

川村門吾氏  
安達安孝氏  
古賀五務氏  
宮木昭十三氏

山本  
吉原

川原商店  
板谷商店  
永瀬商店  
斉藤商店  
田中商店

川村門吾氏  
安達安孝氏  
古賀五務氏  
宮木昭十三氏

下切  
鯛生

板谷商店  
永瀬商店  
斉藤商店  
田中商店

川村門吾氏  
安達安孝氏  
古賀五務氏  
宮木昭十三氏

市ノ瀬  
地蔵元

田中商店

宮木昭十三氏

上津江村

川津商店  
永瀬理髪店  
渡辺里氏方  
鶴島富弥氏方  
川津信夫氏方  
足達八男氏方

川村門吾氏  
安達安孝氏  
古賀五務氏  
宮木昭十三氏

#### 遊漁規則 (抜すい)

第一条 この規則は、津江漁業協同組合が免許を受けた、内共第十二号第五種

共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐるこい、ふな、うなぎ、ハエ、イダ、エノハ、ワカサギの採捕についての制限事項を定めること

共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐるこい、ふな、うなぎ、ハエ、イダ、エノハ、ワカサギの採捕についての制限事項を定めること

#### 遊漁の料金、方法および制限

魚種	漁法	規模	遊漁料	採捕制度	期間
こいふな	釣釣	1人5本以内	1日 100円 1年 600円	こい全長20cm以下 ふな全長7cm以下	7月1日 5月31日
	お込	1人1統 1人1統 1人1統	1日 200円 1年 1,000円		
	投たさ	1人1統 1人3個以内	1日 200円 1年 700円		
エイダ	釣釣	1人5本以内	1日 100円 1年 500円	ハエ全長5cm以下 イダ全長10cm以下	3月1日 12月31日 6月1日 2月末日
	お込	1人1統 1人1統	1日 200円 1年 1,000円		
	投たさ	1人1統 1人5個以内 1人10個以内	1日 100円 1年 500円		
うなぎ	釣釣	1人5本以内 1人10個以内	1日 100円 1年 800円	全長20cm以下	一年中
	お込	1人5本以内	1日 100円 1年 800円		
エノハ	釣釣	1人5本以内	1日 100円 1年 1,000円	全長10cm以下	3月1日 9月30日
	お込	1人1統 1人5統以内	1日 200円 1年 1,000円		
ワカサギ	釣釣	1人5本以内	1日 100円 1年 1,000円	全長5cm以下	11月1日 3月31日
	お込	1人1統 1人5本以内	1日 200円 1年 1,000円		

(第3条、4条、6条、7条)

- ① 小学生以下は無料です。
- ② 中学生及び身体不自由者は半額となっています。
- ③ 舟の使用について特別の許可が必要となっています。
- ④ ほこ使用は一切禁止となっています。

を目的とする。

第二条 この漁場区域内で釣、投網、たも網、四手

網、さで網、うけ、うなぎか、刺網の漁具漁法によつて遊漁しようとする者は、

あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。(以下抜すい)

### 第二十五回県体バッチ图案募集

来る九月九、十、十一日に県民体育大会が久大ブロックで開催されます。この県体を象徴するバッチの图案を募集しています

応募規定 紙(一八二×二五七)案にまとめて下さい。

一、第二五回県体で久大ブ

四、一等二千円、二等千円

案にまとめて下さい。

# 四十七年度定期講座

## 受講生を

### 募集中です

公民館活動の一環として、昨年からの定期講座を開き好評を受けましたが、今年も引き続き開設します。

昨年三教室だった料理教室が、日田保健所の小野栄

経験者、未経験者を問わず募集しています。

申込期限は四月末日までとなっており、早目に申込書を添えて申込み下さい。

各教室とも定員になり次第締切ります。

申込みの要領、講座の日程は次のとおりです。

◎開設場所 中津江村公民館

## 婦人会の広場

### 初会長会が開かれました

#### 中津江村婦人会

去る四月四日、昭和四十七年度の初会長会が日田事務所会議室で開かれ、出席しましたので、今回はその報告をいたします。

昨年まで、天瀬町には中川、五馬、馬原の三つの支部がありましたが、今年度から合併し、天瀬町婦人会として発足することになりました。

会員数も天瀬が一番多く一〇〇〇名、前津江三五〇名、上津江二〇八名、中津江二〇四名で、大山はわかっています。

当日は郡婦人会の役員選出もあり、会長には五馬の日隈さん、副会長に前津江の長谷部さんが就任され、係も会計に天瀬の石橋さん、書記に中津江の田島会長が、日赤係に上津江の荒木さんがそれぞれ担当します。

又部門別の係も決められ、大山が経済（過大包装廃止）、前津江が健康（結核、ガン検診の徹底）、上津江が広報、中津江が教育（愛の一言運動、青少年の非行化防止）、天瀬が政治となつていきます。

二、会員相互の親睦をはかる

◇悩みや活動状況発表会

◇レクレエーション大会（今年はい体開催地なので、恒例の郡バレーボール大会は中止）

今後の婦人会活動に積極的に参加し、ご協力をお願いいたします。

民館

◎開設期間 昭和四十七年

五月、昭和四十八年二月

◎申込場所 中津江村公民館

◎申込期限 四月二十八日

## 講座の日程

講座名	開催日	対象	人数	講師	教材
書道教室	毎月第2土曜 1時～3時	男女不問	30	丸蔵小学校教頭 佐藤山樹	教材 実費
民謡教室	毎月第2金曜 10時～1時	男女不問	30	日田市民謡講師 松本千鶴子	—
生花教室	毎月第3土曜 9時～11時	一般婦人	30	末生流 高野文子	教材 実費
料理教室	毎月16日 10時～13時	一般婦人 (生階級含む)	30	日田農業改良普及所 技師 黒野正子	—
	毎月第4土曜 1時～15時	青年女子	30	村教育委員会 栄養師 川野加容子	—
編物教室	毎月第3水曜 10～12時	一般婦人	30	決定次第申込者に 通知する	—
老人学級	決定次第申込 者に通知する	65才以上	20	—	—

開催日は変更することがありますが、その時は通知します。

## 消費生活通信講座

### 六月開講

#### 2期生募集中

- どなたでも、家庭で消費生活についてのお勉強ができます。
- ぐらに役立つ知識を身につけて、賢い消費者になりましょう。
- 学習期間 昭和四十七年六月、昭和四十八年三月まで
- 募集期間 昭和四十七年四月十日、五月十日まで
- 学習方法 毎月いろいろの商品知識や生活設計など、わかりやすい解説書を配布し、年二回スクーリングを開きます。
- 申込み先 希望の方は、教育委員会へ申込んで下さい。